

住宅宿泊事業法の施行について

1. 住宅宿泊事業法について

(1) 住宅宿泊事業に係る届出制度の創設

- ① 品川区内で住宅宿泊事業（宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業）を営もうとする場合は、品川区長への届出が必要になる
 - ② 年間提供日数の上限は180日
 - ③ 地域の実情を反映させるため、条例を制定し、区域と期間を定めて住宅宿泊事業の実施を制限することができる
- (2) 住宅宿泊事業法の施行 平成30年6月15日
- (3) 区への届出の受付開始 平成30年3月15日

2. 他区の条例制定状況

(1) 新宿区

- ① 平成29年第4回定例会において「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を可決
- ② 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域においては、月曜日の正午から金曜日の正午までは、住宅宿泊事業を実施することができない。

(2) 大田区

- ① 平成29年第4回定例会において「大田区住宅宿泊事業法施行条例」を可決
- ② 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、工業地域、工業専用地域、文教地区、特別業務地区等においては、全ての期間、住宅宿泊事業を実施することができない。

住宅宿泊事業法の概要

総務委員会資料
平成30年1月22日
企画部企画調整課



背景・必要性

- ここ数年、民泊サービスが日本でも急速に普及
- 多様化する宿泊ニーズ等への対応
- 公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応 等

概要

1. 住宅宿泊事業者に係る制度の創設

- ① 都道府県知事への届出が必要
(年間提供日数の上限は180日(泊)とし、地域の実情を反映する仕組みの創設)
- ② 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置(衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等)を義務付け
- ③ 家主不在型の場合は、上記措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け
- ④ 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施

※ 都道府県に代わり、保健所設置市(政令市、中核市等)、特別区(東京23区)が監督(届出の受理を含む)・条例制定措置を処理できる

2. 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設

- ① 国土交通大臣の登録が必要
- ② 住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置(住宅宿泊事業者への契約内容の説明等)の実施と1②の措置(標識の掲示を除く)の代行を義務付け
- ③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者に係る監督を実施

3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

- ① 観光庁長官の登録が必要
- ② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置(宿泊者への契約内容の説明等)を義務付け
- ③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業に係る監督を実施

○公布 平成29年6月16日 ○施行期日 平成30年6月15日

